

介護保険負担限度額認定の対象者について

負担限度額認定を受けられるのは、次の①と②の要件の両方を満たしている人です。

- ① 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税の人
- ② 預貯金等の額が基準額以下の人

上記①・②の要件を満たす人は、所得等の基準により、以下のいずれかの段階に応じた負担軽減を受けることができます。

利用者負担段階	所得等の基準	居住費（滞在費）					食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施設入所者	ショートステイ 利用者
				特養等	老健・療養等			
基準費用額 (国の基準)	下記段階以外の人	2,006 円/日	1,668 円/日	1,171 円/日	1,668 円/日	特養等 855 円/日 老健等 377 円/日	1,445 円/日	1,445 円/日
第1段階	生活保護を受けている人または老齢福祉年金を受給している人で預貯金額が単身1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下	820 円/日	490 円/日	320 円/日	490円/日	0 円/日	300 円/日	300 円/日
第2段階	年金収入等の金額が80万円以下で預貯金額が単身650万円（夫婦の場合1,650万円）以下	820 円/日	490 円/日	420 円/日	490円/日	370 円/日	390 円/日	600 円/日
第3段階①	年金収入等の金額が80万円超120万円以下で預貯金額が単身550万円（夫婦の場合1,550万円）以下	1,310 円/日	1,310 円/日	820 円/日	1,310円/日	370 円/日	650 円/日	1,000 円/日
第3段階②	年金収入等の金額が120万円超で預貯金額が単身500万円（夫婦の場合1,500万円）以下	1,310 円/日	1,310 円/日	820 円/日	1,310円/日	370 円/日	1,360円/日	1,300 円/日